

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第36号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
都市の都市の低炭素(1) <省略> 低炭素化の促進に関(2) 共同住宅等（共同住宅 化の促す法律第5、長屋その他の一戸建て 進に関4条第1項各住宅以外の住宅をいう。 する法号に掲げる基以下この部及び次部にお 律（平準に適合するいて同じ。） <u>建築物全 成24と市長が定め体又は複合建築物（建築 年法律の機関が認め物のエネルギー消費性能 第84た場合又は当の向上に関する法律（平 号）第該基準に適合成27年法律第53号） 53条することを証第11条第1項に規定す 第1項する書類としる非住宅部分（以下この の規定で市長が定め表において「非住宅部分 に基づるものが添付」という。）及び住宅部 く低炭分（以下この表において 素化の合（以下この「住宅部分」という。） ための表において「を有する建築物をいう。 建築物低炭素建築物以下この表において同じ</u>	都市の都市の低炭素(1) <省略> 低炭素化の促進に関(2) 共同住宅等（共同住宅 化の促す法律第5、長屋その他の一戸建て 進に関4条第1項各住宅以外の住宅をいう。 する法号に掲げる基以下この部及び次部にお 律（平準に適合するいて同じ。） <u>住戸のみ 成24と市長が定めに係るもののうち申請に 年法律の機関が認め係る戸数が1のときは1 第84た場合又は当件につき5,200円、 号）第該基準に適合申請に係る戸数が2以上 53条することを証5以下のときは1件につ 第1項する書類としき10,300円、申請 の規定で市長が定めに係る戸数が6以上10 に基づるものが添付以下のときは1件につき く低炭17,500円、申請に 素化の合（以下この係る戸数が11以上25 ための表において「以下 建築物低炭素建築物29,100円、申請に</u>		

<p>の新築基準適合性確認等の計画認定した場合等」と申請手いいう。) 数料</p>	<p>。)の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,00</p>	<p>の新築基準適合性確認等の計画認定した場合等」と申請手いいう。) 数料</p>	<p>係る戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき186,100円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上2</p>
---	--	---	--

	<p>0平方メートル以内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> <p>(3) <省略></p>
その他の場合	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円</p>

	<p>00以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円</p> <p>(3) <省略></p>
その他の場合	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき37,100円、申請に係る戸数が2以</p>

、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの

上5以下のときは1件につき74,900円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき636,500円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下

であるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複

のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円

合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超

えるときは1件につき9

52,400円

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの）
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの）

建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを

		円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円			超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円
		(4) <省略>			(4) <省略>
都市の低炭素建築物低炭素基準適合性確認の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	都市の低炭素建築物低炭素基準適合性確認の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、申請に係る戸数が3	都市の低炭素建築物低炭素基準適合性確認の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	都市の低炭素建築物低炭素基準適合性確認の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、申請に係る戸数が3

01以上のときは1件につき111,700円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件

01以上のときは1件につき111,700円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円

	<p>につき6, 200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のときは1件につき10, 700円、非住宅部分の床面積の合計が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のときは1件につき17, 500円、非住宅部分の床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のときは1件につき52, 400円、非住宅部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のときは1件につき82, 900円、非住宅部分の床面積の合計が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のときは1件につき104, 700円、非住宅部分の床面積の合計が25, 000平方メートルを超えるときは1件につき130, 800円</p>	
	(3) <省略>	(3) <省略>
その他の場合	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみ	その他の場合 (1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみ

に係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸

に係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のと

数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、非住宅部分の

きは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円

床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るものうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400

円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が3

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、

		<p>00平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円</p> <p>(4) <省略></p>			<p>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円</p> <p>(4) <省略></p>
<省略>		<省略>		<省略>	
建築物 のエネルギー	<省略>	<省略>	建築物 のエネルギー	<省略>	<省略>

消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料			消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		
<省略>			<省略>		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の	<p>1) <省略></p> <p>2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）<u>建築物全体又は複合建築物の住宅部分</u>に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、</p>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の	<p>1) <省略></p> <p>2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）<u>住戸のみ</u>に係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき5,200円、</p> <p><u>申請に係る戸数が2以上</u></p>	

<p>規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定表において「申請手数料」</p>	<p>該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合等」という。）</p>	<p>1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円、複合建築物のうち非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計</p>	<p>規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定表において「申請手数料」</p>	<p>5以下のときは1件につき10,300円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき186,100円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件に</p>
---	---	--	---	--

		<p>が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> <p>(3) <省略></p>
その他 の場合	建築物 省エネ 法基準 省令第 1条第 1項第 2号イ (1)及び ロ(1)に	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟</p>

		<p>つき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円</p> <p>(3) <省略></p>
その他 の場合	建築物 エネ ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき37,100円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、申請に係る戸数が6以上1</p>

定める基準に係るものの
の総戸数が6以上10以下
のときは1件につき1
05,400円、1棟の
総戸数が11以上25以
下のときは1件につき1
48,300円、1棟の
総戸数が26以上50以
下のときは1件につき2
13,000円、1棟の
総戸数が51以上100
以下のときは1件につき
305,200円、1棟
の総戸数が101以上2
00以下のときは1件に
つき413,500円、
1棟の総戸数が201以
上300以下のときは1
件につき542,100
円、1棟の総戸数が30
1以上のときは1件につ
き636,500円、複
合建築物の非住宅部分
に係るもののうち非住宅部
分の全部が建築物省エネ
法基準省令第10条第1
号イ(2)及びロ(2)に定める
基準に係るものの非住宅
部分の床面積の合計が3
00平方メートル以内の
ときは1件につき95,
000円、建築物の床面
積の合計が300平方メ
ートルを超え1,000
平方メートル以内のとき
は1件につき121,0
00円、建築物の床面積

第2号
イ(1)及
びロ(1)
に定め
る基準
に係る
もの
0以下のときは1件につ
き105,400円、申
請に係る戸数が11以上
25以下のときは1件に
つき148,300円、
申請に係る戸数が26以
上50以下のときは1件
につき213,000円
、申請に係る戸数が51
以上100以下のときは
1件につき305,20
0円、申請に係る戸数が
101以上200以下の
ときは1件につき413
,500円、申請に係る
戸数が201以上300
以下のときは1件につき
542,100円、申請
に係る戸数が301以上
のときは1件につき63
6,500円、建築物全
体又は建築物全体及び住
戸に係るもののうち1棟
の戸数が1のときは1件
につき37,100円、
1棟の総戸数が2以上5
以下のときは1件につき
74,900円、1棟の
総戸数が6以上10以下
のときは1件につき10
5,400円、1棟の総
戸数が11以上25以下
のときは1件につき14
8,300円、1棟の総
戸数が26以上50以下
のときは1件につき21

の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1

3,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円

件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

建築物<省略>
省エネ
法基準
省令第
10条
第1号
イ(2)及
びロ(2)

建築物<省略>
エネル
ギー消
費性能
基準等
を定め
る省令
第10

	に定める基準に係るもの	条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの
	<省略>	<省略>
建築物計画適合性確認のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700

円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき111,700円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円、複合建築物の住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件に

円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき111,700円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円

		つき6, 200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円
		(3) <省略>
その他	建築物	(1) <省略>
の場合	省エネ法基準	(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に

		(3) <省略>
その他	建築物	(1) <省略>
の場合	エネルギー消費	(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に

省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの
係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸

費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの
係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のと

数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円、複合建築物のうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,

きは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336,900円

300円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方

	<p>メートル以内のときは1 件につき157,400 円、非住宅部分の床面積 の合計が1,000平方 メートルを超え2,00 0平方メートル以内のと きは1件につき203, 800円、非住宅部分の 床面積の合計が2,00 0平方メートルを超え5 ,000平方メートル以 内のときは1件につき2 95,500円、非住宅 部分の床面積の合計が5 ,000平方メートルを 超え10,000平方メ ートル以内のときは1件 につき367,100円 、非住宅部分の床面積の 合計が10,000平方 メートルを超え25,0 00平方メートル以内の ときは1件につき435 ,000円、非住宅部分 の床面積の合計が25, 000平方メートルを超 えるときは1件につき4 98,200円</p>	
建築物	<省略>	建築物
省エネ		エネルギー
法基準		消費
省令第		費性能
10条		基準等
第1号		を定め
イ(2)及		る省令

	びロ(2)に定める基準に係るもの		第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると1項の市長が定める規定に基づく場合又は当該建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手続において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。) その他	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると1項の市長が定める規定に基づく場合又は当該建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手続において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。)	<省略>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると1項の愛知県知事が定める規定に基づく場合又は当該建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手続において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。)	<省略>
	その他	<省略>	その他	<省略>

の場合	省エネ 法基準 省令第 1条第 1項第 2号イ (2)又は (3)及び ロ(2)又 は(3)に 定める 基準に 係るも の	
	建築物	<省略>
	省エネ 法基準 省令第 10条 第1号 イ(2)に 定める 基準に 係るも の	
	<省略>	<省略>
<省略>		
備考		

の場合	エネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第2号 イ(2)又 は(3)及 びロ(2) 又は(3) に定め る基準 に係る もの	
	建築物	<省略>
	エネル ギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第10 条第1 号イ(2) に定め る基準 に係る もの	
	<省略>	<省略>
<省略>		
備考		

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからキまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからキまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからキまで <省略>

(2) 住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからキまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する

建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

5から8まで <省略>

- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の

建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

5から8まで <省略>

- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の

向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

11 <省略>

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部

向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

11 <省略>

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を

<p>分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>14から16まで <省略></p>	<p>加算する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>14から16まで <省略></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。